

企物第21号 住基ネットシステム機器賃貸借 仕様書

1. 物品名

住基ネットシステム機器賃貸借

2. 概要

本仕様書は、海津市で使用する住基ネットシステム機器等の賃借及び保守作業等について記載する。

3. 導入業者

物品の納入（売主）は、約定書により日本電子計算株式会社 名古屋支店（以下、「導入業者」という。）が行うものとする。

導入業者：日本電子計算株式会社名古屋支店

公共営業部（担当：戸根木）

TEL (052) 951-4303 FAX (052) 951-8403

4. 契約方法

契約方法は、リース業者と長期継続契約をする。

海津市・・・物件を使用し、その対価をリース業者に支払う。

リース業者・・・物件を所有し、海津市にリース貸借を行う。

導入業者・・・物件を導入・調整を行う。

5. 賃貸借期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間（60ヶ月）とする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

6. 機器等明細

「機器明細書」のとおりとする。

7. 保守

保守については導入業者が行う。保守料はリース貸借に含むものとし、リース会社は「機器明細書」に基づき、年度毎に導入業者に支払う。なお、海津市は保守料を含んだ毎月定額のリース料をリース会社に支払う流れとなる。

8. 支払い

リース料の支払いは毎月払いで使用月の翌月支払いとし、支払い手続きは海津市会計規則に従うこととする。

9. 賃貸借期間終了後の取り扱い

リース業者はリース期間満了後、所定の場所に纏められた機器の引き上げを行う。
リース料にその回収費用を含むものとする。ただし、ハードディスクのデータ完全消去作業については、費用に含まないものとする。

10. 機器管理

納入する全ての機器に、発注者が指定する管理ラベルを貼付すること。

11. 動産保険

賃貸借契約中の動産保険については、受注者が付保手続きを行い、保険料は受注者の負担とする。

12. その他

本仕様書に明記されていない事項は、別途指示または協議事項とする。